

刑事法学からの触法被疑者の 実態調査と現状分析

研究分担者 藤本 哲也 (常磐大学大学院 教授、中央大学 名誉教授)
研究協力者 鮎田 実 (亜細亜大学法学部 講師)
野村 貴光 (法務省矯正研修所東京支所 講師)
田崎 倭文香 (中央大学日本比較法研究所 嘱託研究所員)
藤田 尚 (中央大学大学院法学研究科通信教育部 インストラクター)

第2部

研究分担者報告

〈研究要旨〉

研究分担者論文においては、冒頭で本研究グループの目的について述べた後、研究の結果として、現地調査及び海外文献の調査結果について報告し、それらを考察した上で、政策提言を中心に結論を展開するという構成を取っている。まず、本研究グループの目的は、知的障害犯罪者の基本的人権の保障を全うするために、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を理論的・学理的に探求することにある。そして、それらを探求するために文献調査、実態調査、サンプル調査、現地調査、取材訪問等を実施した。具体的には、実態調査及びサンプル調査に関しては、法務省保護局との協同研究の実施、現地調査においては、平成21年度には台湾の刑事施設及び知的障害者施設の調査、平成23年度にはカナダの警察、検察、裁判所、刑事施設の調査を行った。また、海外の文献調査については、研究協力者と共に、アメリカ、イギリス、カナダ、ニュージーランドに関する研究成果を論文として報告している。考察の箇所では、先述した研究結果の箇所において、各調査の考察を詳細に述べているため、簡潔な論述にとどめているが、最後の結論の部分では、以上の研究結果を踏まえ、これからの日本の刑事司法制度と社会福祉制度との連携へ向け、提言を行っている。

I 研究の目的

1. 研究テーマ

研究分担者・藤本グループの研究テーマは、「刑事法学からの触法被疑者の実態調査と現状分析」である。本研究では、触法被疑者に関する我が国における警察庁、検察庁などの統計、並びに、アメリカ、イギリス、カナダ、ニュージーランドの、触法被疑者に関する統計をリサーチし、触法被疑者の実態を可能な限り明確に把握した上で、その現状分析を行い、そのことによって、触法被疑者の改善更生・社会復帰のための政策を一步でも前進させ、触法被疑者の人権保障を貫徹させるということが、本グループの主たる目標である。

ここでは、触法被疑者、とりわけ知的障害犯罪者の改善更生・社会復帰というテーマから、刑事司法制度と社会福祉制度との連携ということが、最大の関心事として立ち現れる。つまり、知的障

害犯罪者の人権保障の貫徹という観点から、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携のあり方の探求という関心事が導出される。具体的には、微罪処分、不起訴、起訴猶予により、刑事司法制度からダイバートされ、施設内処遇を受けることができず、また、家庭からも拒絶され、居場所を喪失してしまう蓋然性の高い、知的障害犯罪者に対する、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携による支援の網、すなわち、セイフティネットをどのように構築するかということが、その課題である。そこで、本研究では、このテーマに沿って、欧文の文献並びに統計資料に基づき、諸外国における知的障害犯罪者に対する刑事政策的・社会政策的施策についての、文献調査及び理論的研究を行い、知的障害犯罪者の人間としての尊厳を確保すべく、積極的な提言並びに政策を公表することに留意したのである。

2. 研究の目的

我が国の刑事司法制度においては、刑事訴訟法第246条但書、並びに犯罪捜査規範第198条を根拠規定として、警察段階においては微罪処分、刑事訴訟法第248条を根拠規定として、検察段階においては起訴猶予という猶予制度が存在する。この猶予制度は、研究分担者が、長年にわたって刑法学会や犯罪社会学会等において主張する、ラベリング理論という犯罪学理論が導出した、ダイバージョンという刑事政策的手段によって、理論的深化が図られてきた。すなわち、学理的に、猶予制度は、犯罪者に対する烙印押しを回避し、できる限り早期の段階において、地域社会へ犯罪者を社会復帰させることを可能にするという機能を有するものとして、現在の刑事法学界においては一般的な認識として共有されるに至っているといえる。そして、確固たる科学的裏づけを有する犯罪学理論をバックボーンとして存在する我が国の猶予制度が、犯罪抑止に対して絶大なる効力を有していることは、東京ルールズに代表されるように、公共の財産となっているのである。

しかしながら、実証研究による裏付けを経た科学的犯罪学理論を基盤とし、かつ、学理的にも正当性を主張することが十分に可能な猶予制度にも欠点は存在する。それは、刑事手続の早期の段階において、生物学的・心理学的視点からすれば、社会的保護の措置がとられる必要が高いと思われる犯罪者、とりわけ知的障害犯罪者を、何らの刑事政策的処置を施すこともなく、再び地域社会へと帰してしまう可能性があるという点である。

本研究の研究代表者である社会福祉法人 南高愛隣会理事長田島良昭は、知的障害犯罪者の犯罪傾向として、窃盗罪、詐欺罪という財産犯、放火罪という公共危険犯、強制わいせつ罪、強姦罪といった性犯罪等をするおそれがあると指摘する。ここから、知的障害犯罪者の特徴として、第1に、生活苦の状況にあること、第2に、犯罪動機に利欲的な性向が看取されること、第3に、性欲を抑制することが困難な者も存在することなどが導出されるのである。

そうだとすれば、このような特徴を有する知的障害犯罪者を、微罪処分、起訴猶予によって、犯罪原因を何ら矯正せずに社会復帰させても、知的障害者が累犯者となる蓋然性が高く、知的障害者が地域社会において、再び個人として、尊厳を持って、人間に値する生活を送ることができるようになることは望むべくもないであろう。そういう意

味においては、日本国憲法が保障する基本的人権の享有を、知的障害者に全うさせることにはならない。知的障害犯罪者に早期に対応することは、知的障害者を取り巻く社会的環境の安全、ひいては、国家の安全を担保するためにも必要なことであり、この点に関しては、現在の刑事司法制度そして社会福祉制度の下では、知的障害犯罪者の保護はいうまでなく、社会の安全・安心も、十分に保障されていないのではないかという懸念を禁じ得ないのである。

それ故に、犯罪学理論から導出される刑事政策理論ないし刑事司法理論においては、ダイバートされたか、あるいはダイバートされる蓋然性が高い、知的障害犯罪者に対する処遇を、法務省サイドと厚生労働省サイドの制度的観点から、理論的にも、実務的にも、行う必要性が不可欠となっているように思われるのである。

そして、そのような観点からは、現行刑事司法制度から排除されてしまう知的障害犯罪者の処遇に際しては、やはり、セイフティネットとして、社会福祉行政をはじめとする、社会福祉制度が考察の俎上に上がってくることになるであろう。すなわち、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を、理論的に考察する必要性が不可欠となるのである。そして、こうした観点からの理論的検討は、生存権を保障する、憲法の指針する福祉国家思想にも合致し、学問的正当性を獲得するものであると確信する。つまり、国家並びに社会は、知的障害犯罪者の最後の1人まで、再社会化させることこそが、その最大の責務なのではなかろうか。それによって、世界人権宣言、国際人権規約、そして憲法の最大の眼目たる、基本的人権の保障が全うされるものと考えられるのである。

このような学理的、形而上学的活動を、形而下学的活動へとバイパスし、学問的活動と実務を結合する制度として、厚生労働省サイドにおいて制度的に結実した、「地域生活定着支援センター」や、「触法障害者地域移行支援事業」が、極めて重要な実務的施策として、考察の俎上に上ってくることにもなるのである。

以上において明らかになったと思われるが、本研究の目的は、知的障害犯罪者の基本的人権の保障を全うするために、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を理論的・学理的に探求することにあるのであり、その必要性は、犯罪学理論並びに刑事法理論そのものから、内在的に発生しているものであるともいえるのである。

3. 研究の特色

本研究の特色は、研究対象者に関して、犯罪者の中でも、知的障害者に限定した点であり、さらに、その中でも、刑事司法制度からダイバートされる知的障害犯罪者に限定して、研究を行った点にある。そして、さらには、考察の対象となる刑事司法手続も、主として、警察段階、検察段階に限定した。つまり、研究対象者のみならず、研究対象となる刑事司法制度をも限定したのであり、その意味において、本研究の射程は、二重の絞りがかけられていることになる。この点、従来の刑法学、刑事訴訟法学、刑事政策学においては、ほとんど顧みられることのなかった論点であるといえよう。それゆえに、本研究は、少なくとも、刑事法学においては、重要な価値をもつものであると思われる。

4. 研究の独創的な点 — “respect” と “compassion” を理念とする刑事政策の探求 —

本研究における独創的な点としては、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携、すなわち、刑事政策と社会政策との連携によって、法の狭間の負の連鎖を断ち切り、知的障害犯罪者を処遇し、改善更生させ、社会復帰を図り、知的障害者の、刑事司法制度的観点からする人権保障の貫徹を学理的に探求した点が、挙げられるであろう。すなわち、このような知的障害犯罪者に対するヒューマニズムの刑事司法制度における貫徹は、本研究の独創的な視点あるいは視座であると評価できるであろう。つまり、本研究は、“respect” と “compassion” を根本理念とする刑事政策を探求し、追求するものである。

5. 期待される成果

期待される成果としては、刑事司法制度からダイバートされた、知的障害犯罪者に対して、刑事司法制度とセイフティネットとしての厚生労働行政の所管する社会福祉制度との連携のあり方について問題提起をし、論点を提示し、学理的にその論点を解決するということが挙げられる。その帰結として、知的障害犯罪者に対する具体的な処遇のあり方が、いくつか提案され得る。その理論的研究の際には、知的障害犯罪者に対する人権保障というヒューマニズムの観点が付随することになるが故に、知的障害犯罪者の基本的人権の保障の

貫徹、知的障害犯罪者に対するエンパワーメントという、究極の学問的目標をも達成することが可能になる。このことは、知的障害者の地位の向上につながるのみならず、法律学的にも、理論的深化につながるものと確信する。ただ、あくまでも、本研究の成果は、知的障害犯罪者の、法の狭間の負の連鎖を断ち切るための、具体的・現実的な処遇のあり方の提示と、その基本的人権の保障の貫徹の実現であらねばならないことはもちろんである。

6. 研究計画・方法

研究計画・方法について、まず、期間の点に関しては、3年間という期間を前提条件として、多面的・多角的に学理的・理論的考察を実行した。研究手法は、学理的には、文献調査、実態調査、サンプル調査、現地調査、取材訪問の手法を用いた。この点、実態調査及びサンプル調査においては、法務省保護局との協同研究を実施した。そして、現地調査においては、平成21年には台湾の刑事施設及び知的障害者施設の調査、平成23年にはカナダの警察、検察、裁判所、刑事施設の調査を行った。

次に、学際的には、主として諸外国の犯罪学、法律学、心理学、社会福祉学、社会政策学等の、欧文文献を引用文献並びに参照文献として、学理的・理論的研究を行った。具体的には、アメリカ、イギリス、カナダ、ニュージーランドの、主として英語圏の文献を調査研究し、知的障害犯罪者に対する刑事司法制度と社会福祉制度との連携を研究した。ここで、主として英語圏の欧文文献を研究する理由としては、犯罪学理論として、現在、もっとも科学的に充実している外国と考えられるのが、アメリカを中心とする英語圏であり、したがって、最先端の理論を獲得することが可能であると考えられるからである。そして何よりも、アメリカ、イギリス、カナダ、ニュージーランドこそ、現在の知的障害犯罪者に対する刑事政策及び社会政策をリードする国家であると評価できるからである。これらの国々の調査研究は、我が国の刑事司法制度の進化に、直接、貢献するものと確信する。

また、実務的には、厚生労働省、法務省、警察庁、総務省等の省庁による統計、具体的にいえば、司法統計年報や矯正統計年報やその他の白書等の統計を分析、把握することによって、研究を行った。その際、法務総合研究所の研究官、法務省保護局総務課、観察課、更生保護振興課、保護観察

所等の専門官の方々等を、研究協力者・助言者として委嘱し、研究の基礎資料や各種データの御教示を賜った。

なお、研究期間が3年間ということから、平成21年度は、我が国における知的障害犯罪者、とりわけ、刑事司法制度の警察段階と検察段階においてダイバートされた知的障害犯罪者の数値を確認することをはじめとする、知的障害犯罪者の処遇実態の調査に着手して、サンプル調査を開始した。そして、比較法学的視座から、研究分担者藤本哲也が、「ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続きに関する裁判官マニュアル」(Ⅲ 研究協力者論文 p131)を発表した。さらに、社会学的及び犯罪学的視座から、長崎刑務所及び南高愛隣会に対する現地調査及び取材訪問を行い、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を探求した。

次の平成22年度は、上述の調査研究と並行しつつ、欧文文献を収集し、諸外国の動向を把握することに努めた。この点、比較法学的観点から、研究協力者鮎田実が、本研究の周縁部分に位置する裁判段階以降のテーマたる、「アメリカ合衆国における精神障害犯罪者の処遇について」(Ⅲ 研究協力者論文 p138)を発表した。さらに、比較法学的視座及び社会学的視座から、研究協力者野村貴光が、本グループの研究の核心的テーマ、すなわち、警察段階及び検察段階のダイバersion及びそれらの諸段階における刑事司法制度と社会福祉制度との連携を検討する「イギリスにおける被疑者・触法障害者に対する刑事司法制度と社会福祉制度との連携」(Ⅲ 研究協力者論文 p146)を発表した。また、比較法学的視座及び社

会学的視座並びに犯罪学的視座から、台湾に対する現地調査及び取材訪問を行い、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を探求した。

平成23年度は、最終的に、研究結果を対外的に報告し、我が国の触法被疑者に対する刑事司法制度の将来のための提言を行った。この点、比較法学的視座及び社会学的視座並びに犯罪学的視座から、研究協力者田崎倭文香が、本グループの研究の核心的テーマ、すなわち警察段階及び検察段階のダイバersion及びそれらの諸段階における刑事司法政策と社会福祉政策との連携を検討する「カナダにおける警察段階での触法被疑者のダイバersionに関する一考察」(Ⅲ 研究協力者論文 p152)を発表した。そして研究協力者藤田尚が、比較法学的観点から、本研究の周縁部分に位置する裁判段階以降のテーマたる「ニュージーランドの刑事司法制度における知的障害者の取り扱いについて」(Ⅲ 研究協力者論文 p158)を発表した。また、「起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った知的障害者の状況に関する調査(結果概要)について」(Ⅲ 研究協力者論文 p123)の報告を行った。また、研究分担者である藤本哲也は、「アメリカにおける警察段階での触法精神障害者に対する対応—精神病者に対する警察官基盤のダイバersionプログラム」(Ⅲ 研究協力者論文 p167)について、論文を追加報告している。さらにまた、本年度の最終段階において、比較法学的視座及び犯罪学的視座から、カナダに対する現地調査及び取材訪問を行い、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を探求した。

Ⅱ 研究の結果

平成21年度における研究

1. 長崎刑務所及び南高愛隣会に対する現地調査及び取材訪問

1 “respect” と “compassion” を根本理念とする刑事政策の調査探求

本研究の一環として、平成21年9月14日から同年同月16日まで、研究分担者藤本哲也及び研究協力者鮎田実、野村貴光、田崎倭文香、藤田尚の計5名で、長崎刑務所及び社会福祉法人 南高愛隣

会の現地調査及び取材訪問を行った。目的は、“respect” と “compassion” を根本理念とする刑事政策が実践されているか否かを、調査探求することであった。

2 長崎刑務所の現地調査及び取材訪問について (a) 長崎刑務所の現状

長崎刑務所は、主として26歳以上の男子のうち、執行刑期10年未満の犯罪傾向の進んだ者及び外国

人を収容するB指標刑務所である。当時、五島拘置支所が改築中で収容停止となっているため、五島拘置支所の未決勾留者と当該職員が本施設に異動しており、そのため本施設では、既決の者と当該施設職員に加え、未決勾留者と五島拘置支所職員が在所している状況にあった。なお、本施設の収容定員は、現地調査当時、未決55名（女性6名）、既決773名の計828名であったが、視察時には、未決及び既決を合わせて計860名を収容しており、収容率は、104%の過剰収容となっていた。また、職員数は180名となっており、1人の職員が担当する被収容者の数を表す職員負担率は、1対4.2となっている。

(b) 被収容者の特徴

本施設は、犯罪傾向の進んだ者を収容するB指標刑務所であることから、累犯者が多く、被収容者の平均入所度数は、4.5回であった。地理的關係から、被収容者には暴力団関係者が多く、被収容者数860名のうち、347名が暴力団関係者であった。本施設には外国人（F指標）も収容され、一番多い国籍は、韓国及び中国であった。被収容者の平均年齢は、46.3歳であり、最高年齢は、84歳であった。被収容者の罪名別人員は、窃盗（338名）、覚せい剤（251名）、詐欺（66名）、傷害（42名）、その他（162名）となっており、窃盗罪事犯と覚せい剤事犯が目立つのが特徴的である。本研究のテーマと直結している点として、本施設の被収容者の精神状態を述べなくてはならない。この点、IQ70未満の被収容者は165名であった。そして、それらの者の罪名として最も多かったのが窃盗であり、次いで、薬物事犯であった。

(c) 被収容者の処遇

受刑者には矯正処遇として刑務作業が課され、改善指導及び教科指導も行われていた。刑務作業につき、木工、洋裁、金属などの生産作業を行う工場が13あり、木工（らんたい漆器）については、本施設が全国で唯一の生産施設となっている。石塔制作作業も本施設の特徴をなし、石塔の端材を利用した小物製品が好評を得ていた。改善指導として、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育、就労支援指導が実施され、教科指導として、学校教育法による教育の内容に準じた指導などが実施されていた。

(d) 本施設の将来の課題と展望

本施設においては、IQ70未満の者が165名収容されているが、それらの者は、療育手帳をもって

いない。さらに、これらの者の帰住先も明確になっていないことが多い。そのため、本施設では、南高愛隣会と協力し、刑事司法制度と社会福祉との連携を図っている。それ故に、本施設は、南高愛隣会のモデル刑務所となっていた。所見としては、少なくとも、本施設と南高愛隣会との間において実践されている刑事司法制度と社会福祉制度との連携に関していえば、東京のそれよりも、充実しているものとなり得ているのではないかと思われる。ただ、被収容者のIQ測定の基準となっているCAPASについては、今後検討して行かねばならない側面もある。この点については、刑務所に配置される社会福祉士とも連携し、協力しつつ、被収容者のIQ測定の高級化が目指されるべきであろう。

3 南高愛隣会の現地調査及び取材訪問

(a) 南高愛隣会・コロニーエンタープライズ

本施設では、地場産業である島原手延べ素麺の製造を主として行う。施設定員は35名だが、現在、45名の障害者や高齢者が就労する。製造過程では、施設利用者から係長を任命し、それらを中心としたライン工程が敷かれ、利用者が自己の能力を生かしつつ就労を行うシステムである。グループホーム、ケアホーム、自宅、通勤寮などの生活の場との連携、医療面に対する支援、利用者の抱える諸問題に対する支援などが行われている。

所見としては、本施設を利用する障害者や高齢者が、安定した心理状態において労働に従事することが可能となっていることにより、利用者が生き生きと労働に従事していたことが印象的であった。具体的には、本施設の障害者や高齢者は、自発的に、挨拶などの規律秩序の維持に努めていた。

なお、研究分担者である藤本は、事実としての刑事政策を、国家・団体・個人が犯罪の予防・鎮圧を目的としてなす一切の活動として定義する。なぜなら、純然たる私人の自発的活動であっても、刑事政策の視野から除外すべき理由がないからである。

また、国家的権力施策としての保護観察にしても、社会内処遇としての所期の目的を達成するためには、対象者に向けられた施策のみならず、対象者が復帰する地域社会の住民有志の積極的協力をあおぐことが必要不可欠であるが、保護観察担当者の地域社会に対する働きかけは、純然たる任意処分であり、これに協力する私人の行為も有志の自発的な私的行為に他ならないけれども、犯罪者の改善更生・社会復帰に必要不可欠の要素とし

て、刑事政策の視野に包含されてしかるべきであると考えるのである。つまり、「おはよう」の挨拶から刑事政策は始まると考えるのである。そもそも国民主権原理からは、国民こそ刑事政策の主体として措定されるべきなのである。この視座からは、挨拶を励行し、社会復帰に努力する本施設の利用者は、刑事政策を個人的レベルで実践するものと評価できる。そして、彼らを支える南高愛隣会も、犯罪防止のための諸活動を実践的に行っているが故に、刑事政策の主体として重要な役割を担っていると評価できよう。そして、こうした視点からは、南高愛隣会は、その諸活動の結果として、知的障害犯罪者の基本的人権の保障を実現しているといえるのである。

(b) 結婚推進室「ぶ〜け」

本施設は、結婚生活を積極的に進めていくため設置された。本施設に登録した利用者は、定期的に行われる交流会などに参加する。その際、本室の世話人が、様々な支援などを行う。この背景には、2006年の障害者自立支援法により、無認可であった結婚、単身、ペア生活も、グループホームとして認められたことが大きく影響している。2人以上の生活を実質的に支援していくため、出会いの機会を設けることが、認められているのである。所見としては、本施設は、知的障害犯罪者などの憲法13条の幸福追求権のコロラリーの自己決定権の実現において、重要な役割を担っていると思料する。また、知的障害犯罪者にも、憲法25条において、生存権が保障されていることはもちろんであり、幸福な家庭生活を営む権利が保障されてしかるべきである。その観点からは、本施設が知的障害犯罪者のために結婚生活を支援していることは、抽象的権利たる生存権を、具体的権利として実現していると評価できるであろう。

(c) グループホーム・ケアホームさいごう、 グループホーム・ケアホームくわた

各グループホームでは、障害者自立支援法によって実現した結婚生活、ペア生活が積極的に行われていた。そのため、南高愛隣会では、本施設の利用者の子育て支援や、夫婦生活支援を充実させている。また、地域ネットワークを利用して、地域の個人サポーターも利用者の支援に関わっている。各ケアホームは、重度・高齢者が生活しやすいバリアフリーの設計が施されており、食事介助や入浴介助などの全面的な支援が行われている。

(d) 更生保護施設「雲仙・虹」

本施設は、日本で初めて社会福祉法人によって運営された、全国で102番目の更生保護施設であり、平成21年4月2日に開所された施設である。収容定員は20名（男子10名、女子10名）であり、対象者は、主に障害のある者や高齢者である。本施設の滞寮期間は、原則として、6か月以内である。本施設では、南高愛隣会が福祉事業で培ってきたノウハウを有効に活かし、障害者や高齢者の一人ひとりに適した日中支援と生活支援を行うことにより、できるだけ滞寮期間を短縮し、社会に再統合させることが目指されている。そして、支援のための準備などが、近隣に南高愛隣会の福祉サービス事業所があることから、早期の段階において実現できる。さらに、本施設は、罪を償った後に、障害者や高齢者のために仕事をしたいと希望する者に対する支援も、積極的に行っている。所見としては、本施設は、刑事司法政策と社会福祉政策との連携を実現するモデルとなっているものと評価できよう。

(e) トレーニングセンターあいりん

本施設は、地域社会への出発・再出発に向けて、自立訓練などを行う施設であり、わーく・みずほでの特科では、挨拶訓練、基本動作訓練、体力トレーニングなどを実施するほか、和牛管理、わらあげ、地鶏飼育などの生活訓練も行われている。また、わーく・うんぜんでは、就労移行支援が行われており、職場見学、職場体験実習、職場実習などの地域の事業所を実習先として就労移行支援を行っている。本施設も、精神障害犯罪者の日本国憲法25条の生存権をはじめとする基本的人権の保障に有益であるものと評価できよう。

(f) 長崎能力開発センター

本施設は、知的障害者を対象に、特性に応じた能力開発訓練を行うことにより就労促進を図ることを目的として設置された。知的障害者の雇用や訓練について十分な知識をもった民間企業などと地方公共団体が一体となった第三セクター方式による施設である。本施設は、職業能力開発促進法に基づき、2年間の職業訓練を実施する。本施設も、憲法25条の生存権、27条の勤労の権利の実現のために重要な役割を担っているものと評価できる。

(g) 南高愛隣会に対する最終的総括的所見

コロニー雲仙においては精神障害犯罪者を含む知的障害者などが、「ふつうの場所で、ふつうに

暮らす」ことを目標とし、その目標を実現すべく、多種多様かつ緻密な職業訓練、自立訓練などが行われている。入所者も、強制されている雰囲気は全くなく、自発的に規律秩序の維持に努め、生き生きとした生活を営んでいた。この意味において、本施設は、憲法13条の幸福追求権、自己決定権並びに憲法25条の生存権及び27条の勤労の権利を、私的レベルにおいて、支援していると評価できる。そして、そのような基本的人権の保障が実現でき

ているのは、南高愛隣会理事長田島良昭をはじめとする、南高愛隣会の職員の献身的かつ積極的な努力と支援が存在するからである。最終的所見としては、本施設が実践する刑事司法政策と社会福祉政策との連携を、我が国における知的障害犯罪者処遇のパラダイムとし、その処遇においては、“respect”と“compassion”を根本理念として、触法・被疑者となった高齢・障害者への支援を実現すべきであるとの結論に至った。

平成22年度における研究

1. 台湾の刑事施設などに対する現地調査及び取材訪問

1 台湾に対する現地調査及び取材訪問の目的及び意義

平成22年3月1日から4日にかけて、研究分担者藤本哲也及び研究協力者鮎田実、野村貴光、田崎倭文香、藤田尚並びに研究助言者を含む計6名で、台湾の知的障害者を収容する刑事施設、更生保護施設及び社会福祉施設など4ヶ所を現地調査した。台湾には、社会福祉施設たる教養院が294ヶ所存在する。この点、本研究の眼目である、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を探求するに当たり、台湾の社会福祉施設がいかに刑事司法制度と連携を図っているのか調査し、刑事政策的効果を検証することには意義があるであろう。なぜなら、それにより、我が国の触法被疑者の人権をいかに図っていくかを比較法学的・社会学的に探求することが可能となるからである。つまり、“respect”と“compassion”の刑事政策の追求こそが、本現地調査及び取材調査の目的なのである。

2 更生保護施設「唯心康復之家」

(a) 施設の概要

台湾における更生保護施設の沿革は、約20年前まで遡る。当時、そのような施設の大部分は、公立病院の精神科と連携しており、「社会化」ということが考えられていなかった。1994年に健康保険制度が実施されて以降、一般市民によって運営される方式が出現したが、未だに「脱施設化」の精神に明らかに反している大規模な施設が地方において運営されている。2003年健康保険制度が、地域社会での社会復帰サービスに対する費用を引き上げたことから、小規模施設も創設可能となり、現在もそうした事業が成功している。

(b) 「唯心康復之家」の概略

2004年9月に設立された「唯心康復之家」は、全国に20ヶ所ある更生保護施設の1つである。本施設には植物も多く、観音廟も近隣にあることから、施設を利用する患者にとって、環境に優れている。本施設はソーシャル・ワーカーたる藍麗恵の自宅であり、150坪ほどの敷地に5階建てとなっている。2～3階が女性用、4～5階が男性用に区画されており、各部屋は定員4名で2段ベッドが設置されている。2段ベッドは、上段は若年者用、下段は障害者用に区別して使用されている。収容者は、定員40名であり、平成22年3月1日現在、37名（男子18名、女子19名）が収容されている。病名については、統合失調症が23名、気分障害が6名、統合失調感情障害が8名である。そして、37名のうち、3名が犯罪者であった。これに対して、職員は、ソーシャル・ワーカーが1名、看護師が3名である。施設の運営費に関しては、犯罪者を除く被収容者は、費用を自費で負担するのが基本となっているが、場合によっては、被収容者に対して、国から健康保険費として補填されるとのことである。

(c) 処遇の目標

本施設の処遇の重点目標は、生存価値の追求である。具体的には以下の3項目である。(1)第1に、被収容者に関し、(a)友愛的環境を作り出すこと、(b)本施設外の定住場所を求め、(c)ヒューマン・ケアを提供すること、(d)社会の暖かさや支援を付与することである。(2)第2に、家族に関するもので、不利な家族のニーズに関心をもち、それによって被収容者への支援を強化し、ゆったりとした人間関係を再構築することである。(3)第3に、地域社会に関するもので、(a)精神病患者の生存権を尊重し許容する方法を主張し、教育すること、(b)

施設収容者に人々へ加わり社会に触れることを促進すること、(c)地域社会の関心事のモデルを創設すること、(d)代替的な職業機会を調査したり設けたりすることである。

(d) 処遇の内容

本施設の処遇内容は、5つの項目からなる。(1)心身の健康と生活の質の確立と維持、(2)自立能力の獲得、(3)家族関係の再創出と施設収容者のケア面でのニーズを支援し関心を払うこと、(4)適切妥当な地域社会でのケアとサービスの提供、(5)民間介護者に対する家族的支援のニーズの提供である。具体例としては、(1)再社会化のための能力の習得、(2)問題解決能力の増強、(3)自主的管理及び人としての権限付与と参加、(4)仕事の共有とチームワーク及び環境の共有、(5)病気の管理、(6)職業の指導と転職である。これらにつき、例えば、健康管理に関し、日頃から体調管理を被収容者に義務づけている。帰宅時の手洗いの励行や、体重測定、掃除、洗濯を適切に実施している。職業訓練に関し、月曜日から金曜日までの週5日、被収容者はガソリンスタンドや金物工場などの仕事場へと出勤し、技術の習得に励んでいる。さらに、社会参加活動として、定期的に施設付近の清掃も実施している。

(e) 本施設に対する所見

台湾の更生保護施設は、必ずしも犯罪者の社会復帰を主眼としておらず、精神障害者や帰住環境が整備されていない者を対象とする点が日本と異なる。本施設は、立地条件が非常に良好で、アパートのような外観を呈し、市街地と一体化していた。その利点としては、清掃などのコミュニティ・サービスが行き届く点が挙げられる。処遇方法に関して我が国が学ぶべき点は、薬物治療継続のための処遇方法である。本施設では、病状に応じた薬が食堂の壁に貼付され、精神病者が施設を離れた後も薬物治療を継続できるように、自分に必要な薬をテストを用いて暗記させる手法を採り入れていた。これは我が国の更生保護施設においては見られない手法であり、社会復帰促進のためには有用であると思われる。また、台湾では、IQ70以下の者は病院へ移送することが一般的であることも判明した。

3 財団法人 天主教会嘉義教区附設嘉義縣私立 聖心教養院

(a) 施設の概要

本施設の沿革は、1902年、スイスに誕生したカトリックの蒲敏道神父が、1962年に台湾で宣教活

動を開始し、1968年から活動拠点を嘉義に移した後、1977年に聖心教養院を創立したことに始まる。現在の施設は、2009年2月21日に設立されたものである。本施設の土地購入、設備投資などの費用は約4億元で、その内訳は台湾政府が1億元、その他の民間団体及び海外の団体が約3億元を投資したということである。本施設は財団法人であり、その目的はカトリックの教義から、人間の尊厳を至上命題として、社会奉仕することにある。本施設の組織としては、董事会というカトリック会派の指揮の下、指導神師がその意思決定などを院長に伝達し、その院長の下に副院長、宗教に携わる院牧室、企画担当などの社工室、行政管理室、財務組、医療・教育・職業訓練などを担当する教保室が配置されている。現在の院長は5年前に訪日し、神戸の精神障害者の施設を参観したとのことである。2010年3月2日現在、本施設には総計172名の職員が奉職する。なお、本施設における職員は、必ずしもキリスト教に帰依しているわけではない。つまり、本施設は、一般人の観点から処遇を行っているのである。そして、医師は毎週1回（木曜日）、婦人科の医師も月2回の回診を行っている。本施設は、医療・教育などを行う場と生活居住空間の場に分界されている。3月2日現在、収容人数172名であり、その内訳は、本施設に居住する100名、昼間だけ参院する72名によって構成されている。対象者は、知的障害者及び昼間のみ在院する者、並びに行動可能ではあるものの、本施設において訓練を行う必要性がある者とされている。台湾では、政府が知的障害者に手帳を発行し、軽度、中度、重度、極重度の4段階に区分している。この点、本施設の費用は、軽度の者は、昼間のみ在院の場合は8,000元、入院の場合は12,000元、中度の者は、昼間のみ在院の場合は12,000元、入院の場合は16,000元、重度、極重度の者は入院することとなり20,000元の費用がかかる。ただし、政府発行の手帳によって、知的障害者の家族の経済状態に応じて、4,000元から7,000元が政府から支給されるようである。さらに内政部の統計によると、2009年においては知的障害者が107万人（総人口の4.6%）おり、そのうち重度の者が18%を占めるとのことである。ただ、台湾でも知的障害者であることを隠す傾向は存在するから、本統計もその点を留意しなくてはならない。そして、本施設の入院者においては、家族がいない者は少なく、また、1年に3回開催される懇親会に親などが参加しなかった場合には強制退院させるとのことである。なぜならば、本院は、親の

愛情を至上のものとするところから出発しているからである。なお、台湾の正月である2月及び8月には必ず親が来る。面会はいつでも可能で時間設定もなく歓迎しているとのことであった。

(b) 処遇の内容

本施設では、年齢及び障害の程度に応じてグループが編成され、各グループに応じて居室が分けられ、改良器具等を用いた訓練が行われている。特筆すべきは養護室で、他の居室とは異なり、医療器具が備わり、静穏室も完備され、手厚い処遇が実施されている。処遇の主たるものとしては、感官室と呼ばれる部屋で音楽を聴き、嗅覚を刺激する感情訓練、車椅子の人でもそのまま水に入れる水療法、さらに、専用教室で行われる楽器を使用した音楽療法、マウスなどを改良したコンピューターの訓練及び木工細工の製作などがある。

(c) 本施設に対する所見

本施設の評価としては、台湾の知的障害者施設の最先端技術を随所に採用し、手摺一本にも握りやすさなど細心の配慮がなされ、かつ、職員も充実している。そして、設立目的にあるキリスト教の博愛主義も注目すべき点であろう。セイフティネット構築において、博愛主義の理念とそこから導出される具体的政策は、参考に値するであろう。結論として、本施設においては、“respect”と“compassion”の政策が、実践されているものと評価できる。

4 内政部南投啓智教養院

(a) 施設の概要

本施設は、1970年12月16日に呉孝焜が設立したもので、1999年から台湾内政部の管轄となり運営されている知的障害者施設である。本施設の利用者は、(1)15歳から34歳までの中度、重度、極重度の知的障害者で、特に自傷他害のおそれがある者、意思疎通能力に障害があり日常生活に支障をきたしている者、長期の医療的看護が必要な重大な疾病を抱えている者、(2)6歳から14歳までの中度、重度、極重度知的障害者で、自傷他害の恐れやコミュニケーション能力の障害があり、また感染の恐れがある重大な疾病を抱えている者、あるいは両親が死亡した者、両親によるネグレクトの被害者で特別な看護の必要性がある者などである。現在における本施設の利用者数は、320人であり、上記(2)に該当する者は存在しない。本施設では、共同生活を実施し、個々の知的障害者に適切な教育などを提供することにより、将来的に自立した

生活を営むことを可能にさせることを目標としている。

(b) 処遇の内容

処遇の内容に関し、8項目に分けて列挙する。

(1)特別教育。初等教育から中等教育までの学校教育を行う。(2)日常生活技術。15歳以上の重度知的障害者に対して、物理療法などを行う。(3)職業訓練プログラム。15歳以上の知的障害者に対して、ガーデニング、ごみリサイクル、梱包、クリーニング、石鹸作りなどを行わせる。その他にも、重度知的障害者に対しては、家具作り、中度知的障害者に対しては、パン作りも行わせる。(4)就業プログラム。本施設にある観喜児(Happy Children's Bakery)での職業訓練プログラムである。観喜児は、1999年5月に設立された喫茶店であるが、そこでは4名のインストラクターの指導のもとで、パンと製菓技術訓練と販売・接客技術の訓練を行っている。(5)通勤プログラム。十分な技術が備わった知的障害者に対しては、日中の間は外部の事業所で働かせ、夜間は本施設に戻って生活させるプログラムを実施している。本プログラムの対象者は、現在10名である。(6)余暇活動プログラム。芸術、音楽、ダンスを行い、また近隣の地域住民と行われる野外活動やスポーツ大会も実施される。(7)医療プログラム。地域の病院と提携し、身体検査や治療を行っている。本施設では、各科の医療プログラムが展開されているが、本施設でのプログラムが不十分な場合には、他の病院に移送される。(8)カウンセリングプログラム。プログラム、医療、就業についての相談を行うプログラムである。

(c) 本施設に対する所見

本施設においては、広大な敷地を利用して、様々なプログラムが展開されており、とりわけ積極的に行われているのは、職業訓練プログラムとしてのガーデニング作業であるとのことであった。果物や植物を育てることにより、自然との触れ合い、自然の生存能力を学習させ、それによって心を豊かにさせることが重要であるとの説明がなされ、実際に農園を視察すると、生き生きとした表情でガーデニング作業を行っている利用者が印象的であった。また、本施設では、罪を犯した知的障害者は存在しないとのことであったが、取材調査によれば、院長は、かつて少年の矯正学校で勤務した経験をもっており、刑事政策的観点から、知的障害者が罪を犯さないようにする教育・職業プログラムを実施しているようであり、やはり知的障

被害者に対しては、就労支援が一番の犯罪防止策となることであった。日本と同様、台湾においても就労支援を重要視していることが、本施設の視察で理解することができたのは重要な成果であり、そのような意味において、その他の諸外国における実態調査にも励まなければならないと認識した次第である。結論として、本施設においても、“respect”と“compassion”を根本理念とする政策が展開されているものと評価できる。

5 台中刑務所

(a) 施設の概要

台中刑務所は、台湾新幹線の停車駅である台中駅から約10分という利便性に優れ、台湾で唯一、医療施設（培徳病院）が併設されている。1895年に設立され、1992年に現在の場所に移転し、2003年に培徳病院が併設された。収容対象者は、法務部が定める重刑及び累犯者で、刑期が10年以上の者である。収容定員は4,076名と台湾で最も多く、平成22年3月3日現在約5,600名が収容され、過剰収容状態にある。罪名別では薬物事犯が34.8%と最多で、強盗罪（13.8%）、性犯罪（8.3%）、窃盗罪（7.8%）、殺人罪（7.7%）の順であった。大規模施設にもかかわらず、職員は300名しかおらず、1日の稼働人員は200名である。

(b) 処遇の内容

まず、医療施設における処遇である。医療施設は、診察室及び重病治療棟、血液透析室、精神病棟、結核病棟、HIV感染者病棟に区画されており、受刑者が台湾全土から移送されてくる。治療費は原則として自費（1日2,280元）であるが、経済状況により、政府が補助金を援助している。この医療施設は、中国医療大学と提携しているため、医師の確保が容易であり、約20名の医師が在籍する。診察室は内科をはじめ、外科、眼科、歯科、耳鼻咽喉科、精神科、泌尿器科、皮膚科、放射線科など多岐にわたり、24時間対応が可能である。重病治療棟では、重症者に対して68の病床が設置されている。血液透析室には、血液透析機が

18台あり、1日4回治療ができることから、1日に72名の治療が可能となっている。これは、日本で最大の透析機を所有している島根あさひ社会復帰促進センターの14台を上まわっているため、透析治療に関しては、台中の方が恵まれているとも評価できよう。精神病棟では、精神病患者350名が収容可能であるが、平成22年3月3日現在、約250名が収容されている。精神病棟は、開放的で多くの植物が植えられている明るい雰囲気の外観とは異なり、舎房はととても暗く、2名から4名を1室に収容しており、ドアには病名と罪名が併記されている。精神病が軽度な者は、病舎に併設されている工場（第4工場）において、簡単な作業を行っている。

次は、一般的な台中刑務所における処遇についてである。医療施設に収容されていない者の処遇に関しては、我が国の制度と同様である。刑務所に収容された受刑者は、分類後、教誨教育及び技能訓練を受け、刑期終了後、出所となる。技能訓練は、短期が2か月から6か月未満、長期が6か月以上となっている。技能訓練も、ほとんど我が国と類似し、七彩工坊という工芸品や藍染めなどの訓練を行っている。我が国との相違点は、近年、放送大学と呼ばれる通信大学の講座を受講し、大学の単位が取得できる点である。その際、自費で電子手帳などを購入し、使用可能である。

(c) 本施設に対する所見

台湾では、医療刑務所という概念が発展していないため、現段階では医療施設が併設されている段階にとどまる。したがって、精神病患者の処遇も進んでおらず、重度の障害者でも単独室に収容することなく、2名乃至4名の居室に収容している状態にある。知的障害者に関しても、病名は認識しているものの、知的障害者としての識別は行っていないとのことである。しかし、現在は刑務所における知的障害者研究は実施されていないが、医療スタッフが充実しており、今後、精神病に関する研究が発展する余地があると評価できよう。

平成23年度における研究

1. 起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った知的障害者の状況に関する調査（結果概要）について

1 本調査の目的

本調査は、刑事施設に送致される前段階で、罪を犯した知的障害者及び高齢者を、福祉というネットワークに取り入れ、刑事司法手続から可能な限り早く開放する方策を模索することを目的と

する。そのためには、警察段階、検察段階、裁判段階において、知的障害者及び高齢者の実数の把握が必要となる。残念ながら、我が国の統計においては、そのような統計は存在しない。そこで、研究助言者として研究に携わっていただいている法務省の中で、唯一、データとして収集可能なのは、保護局の持っている資料をもとに、「起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った高齢者・知的障害者」を対象として調査を実行するという方法である。以下が、その概要である。

2 調査方法・方法等

調査対象者は、平成21年12月及び平成22年1月の2月間に保護観察所に更生緊急保護の申出を行った起訴猶予者である。調査方法は、全国の保護観察所で、担当保護観察官が、対象者本人との面接または前件記録を確認するなどして、所定の調査票に回答を行うという方法によった。その調査結果から得られた基本データ（推計値を含む）は、まず、(1)調査対象者数は227人（うち65歳以上すなわち高齢者37人）である。これを年間推計値に直すと、1,362人（うち65歳以上222人）となる。(2)更生緊急保護の申出人員（『保護統計年報』過去5年間における平均値）は12,943人、(3)更生緊急保護の申出をした起訴猶予者（『保護統計年報』過去5年間における平均値）は1,838人（更生緊急保護の申出人員総数の14.2%を占めている）、(4)起訴猶予処分に付した事件の被疑者（『検察統計年報』過去5年間における平均値）は108,599人（注：自動車等による業務上（重）過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く）である。実際の統計によると、更生緊急保護の年間申出人員は12,943人おり、うち起訴猶予者は1,838人となっているため、更生緊急保護の申出を行う起訴猶予者の割合は14.2%である。保護観察所に更生緊急保護の申出をした起訴猶予者のアンケート結果によると、年間の推計が1,362人となっており、実際の統計の平均値である1,838人と比較すると、アンケート調査では起訴猶予者が約26%も少ない結果となっているが、可能な限り、実際の統計と比較し、どの程度、高齢者や障害者が含まれているかを提示したいと思う。本調査の目的が、2月間の調査対象者をもとに、年間の起訴猶予者数を推計し、起訴猶予者のうち、知的障害あるいはその疑いがある者が更生緊急保護及び検察庁終局処理人員にどの程度含まれているかを把握することにあるからである。

3 結果概要

(a) 年齢

更生緊急保護の申出を行った起訴猶予者を年齢別にみると、51歳以上60歳以下が35.2%（80人）と最も多く、次いで、61歳以上70歳以下が22.0%（50人）、31歳以上40歳以下が15.4%（35人）、41歳以上50歳以下が14.5%（33人）、21歳以上30歳以下が9.3%（21人）、71歳以上が3.1%（7人）、20歳以下が0.4%（1人）の順となっている。一方、起訴猶予処分に付した事件の被疑者の割合をみると、総数108,599人のうち、21歳以上30歳以下が27.4%（29,728人）と最も高い数値を示し、次いで31歳以上40歳以下が22.7%（24,651人）、51歳以上60歳以下が16.1%（17,456人）、41歳以上50歳以下が16.0%（17,410人）、61歳以上70歳以下が10.8%（11,714人）、71歳以上が5.9%（6,428人）、20歳以下が0.8%（916人）となっている。両者を比較すると、71歳以上及び20歳以下の順位は同じだが、それ以外は大きく異なり、調査結果では50歳以上が60.3%、実際の統計では32.8%と大きな隔たりがあり、また、実際の統計では21歳以上30歳以下が27.4%と最も割合が高いにもかかわらず、調査では9.3%となっている。これは、平成20年の統計からもわかるように、更生緊急保護の申出人員中、刑執行終了者が67%、起訴猶予者が15.2%であるということから、調査結果には限界があるともいえるが、逆に、20歳代の者は更生緊急保護に頼らずとも生活ができ、50歳以上の者は更生緊急保護に頼らざるを得ないという現実の表れとも考えられる。さらには、起訴猶予処分に付した事件の被疑者の統計では、50歳以上が32.8%ということは、50歳以上の約3割は施設に頼らず生活していることが読み取れる。そうはいうものの、本調査のサンプルが、「更生緊急保護の申出をした起訴猶予者」であり、起訴猶予者については検察統計で年齢構成はわかるが、推計値とは異なることにも留意する必要がある。これはそもそも、更生緊急保護も、推計に限界があるからである。

(b) 性別

男女別構成比では、調査結果によると、男性が65.6%（149人）、女性が34.4%（78人）となっているが、実際の統計では、総計108,599人のうち、男性が82.1%（89,190人）と8割以上を占め、女性は17.7%（19,232人）にとどまっており、調査結果では、男性が過半数を占めているものの、実際よりも女性比の割合が高い。また、高齢者に関

しては、男性の割合が73.0% (27人) となっているため、高齢者になるにつれて男性の割合が増加する傾向にあるといえるが、実際の統計では、総計108,599人のうち高齢者は11,448人存するが、そのうち、男性の割合が74.6% (8,536人) と減少しているため、一概にそうとはいえないようである。その理由としては、更生緊急保護を申し出る人の特徴として、申出人員の約7割が刑執行猶予者であり、刑執行終了者の90%以上が男性であるため、調査結果の男性比では、高齢者になるほど、男性の割合が上昇する傾向が表れたと考えられる。

(c) 刑事処分

まず、刑事処分歴における有無の比率に関しては、調査結果では半々だが、実際の統計では、刑事処分歴なしが75.3% (81,795人) となっており、多数を占める。次に、刑事処分歴ありの内訳につき、調査結果では、不詳の者が11.9% (27人) と最多のため、正確な数値と断定できないが、以後、起訴猶予を言い渡された者が11.5% (26人)、実刑が9.7% (22人)、単純猶予が8.4% (19人)、罰金が4.4% (10人)、保護観察付執行猶予が2.6% (6人)、拘留・科料0%と続く。他方、実際の統計では、罰金が11.1% (12,005人)、執行猶予が6.8% (7,380人)、実刑が6.6% (7,128人)、不詳が0.3% (291人) となっている。両者を比較すると、調査結果は、実刑及び執行猶予の割合が高く、罰金の割合が低い結果となっている。しかしながら、高齢者では、調査結果をみると、刑事処分歴なしが37.8% (14人) と減少し、処分歴ありの割合が高くなっているが、実際の統計では、刑事処分歴なしは高齢者以外と同様、67.5% (7,731人) といずれも高い数値を示している。次に、高齢者の刑事処分歴ありの内訳は、調査結果では実刑が16.2% (6人) と最も高く、次いで、執行猶予、罰金、不詳が同率で10.8% (4人) を占めるが、実際の統計では罰金が17.0% (1,941人) と最も高い割合を占め、次いで、実刑、執行猶予の順となった。したがって、調査結果からは、高齢者は執行猶予、起訴猶予及び単純猶予が少なく、実刑が多いことから、再犯者が多いと考えられるが、実際の統計では、刑事処分歴なしが多いということから、初犯者、それも高齢者で初犯の者が多く、次いで罰金の割合が高いことから、軽微な犯罪を犯す者が多いといえる。これらの差異は、実際に更生緊急保護を申し出る者には刑執行終了者が多いことから、実刑の割合が高くなるのは当

然ではないかと推測できる。しかしこの点、更生緊急保護につき、サンプルからの推計にはおよそ無理があるとの批判が可能である。

(d) 保護処分歴

調査結果によると、不詳が28.2% (64人) (高齢者においては48.7% (18人)) と高い数値のため、データ自体に問題があると思われるが、以下で詳細につき検討する。まず、保護処分歴なしが64.3% (146人) と過半数を占め、保護処分歴ありの者については、少年院4.9% (11人) 以外はほとんどが1%前後となっている。高齢者については、処分歴なし48.6% (18人) と不詳48.7% (18人) で98%を占めているため、詳細な検証は不可能である。通常、更生緊急保護の大半は刑執行猶予者であるから、一般的には、犯罪傾向が進んでいるということになり、保護処分歴も高くなると予想されるが、調査結果には表れていない。

(e) 保護カードの有無

保護カードの有無につき、「あり」が95.6% (217人) と大半で、「なし」が3.0% (7人)、「交付された」と述べるものの提示がない場合が1.3% (3人) との結果であった。高齢者に関しては、保護カード「あり」が91.9% (34人)、「交付された」と述べるものの提示がない場合が8.1% (3人) と、保護カードなしという者は存在しないという相違点がある。

(f) 保護を申し出た理由

保護を申し出た理由に関しては、調査結果では、一時保護が48.9% (111人)、宿泊保護が44.5% (101人) と若干、一時保護の割合が高いものの、余り差異はない。高齢者の場合、一時保護が56.8% (21人)、宿泊保護が29.7% (11人) というように、明らかに一時保護を求めて保護を申請するケースが多く、実際の統計に類似している。しかし、調査結果全体としては、実際の統計と差異が多々あるため、上記の推測が正しいとは一概にはいえない。しかし、このようなデータの解釈については、更生緊急保護の申出をしていない者がほとんどである起訴猶予者全体にサンプル調査の結果を反映させることは無意味であるとの指摘ができる。更生緊急保護人員についての推計も難しいからである。とはいえ、本調査は、我が国でも最初のサンプル調査であるから、調査自体の欠点は今後の調査により修正されることを期待し、今回はあえてデータを明示した点にその意義があるものと考え

(g) 申出時の知的障害（の疑い）の有無

知的障害「なし」が95.2%（216人）と大半を占め、知的障害あり1.3%（3人）と知的障害の疑いあり2.2%（5人）をあわせても3.5%のみである。高齢者に限れば、知的障害ありは0%であったが、知的障害の疑いありは2.7%（1人）となっている。

(h) 療育手帳取得の有無

療育手帳に関し、「なし」が99.1%（225人）であり、「あり」が1.0%（2人）という結果になっている。高齢者においては、療育手帳「あり」は0%である。この点、(g)で検討した知的障害の有無に照らし合わせると、知的障害と診断された者で療育手帳がない者はわずかで、療育手帳を取得できる者は、更生緊急保護を申し出る必要がないと考えられる。

(i) 社会資源の有無とその内容

社会資源の有無については、「なし」が69.6%（158人）と過半数を占め、次いで、「親族等」と「知人」がそれぞれ9.7%（22人）、「その他」が9.3%（21人）、雇主が1.8%（4人）の順となっている。他方、高齢者では、「なし」が56.8%（21人）、「その他」が27.0%（10人）、「知人」が10.8%（4人）、「親族等」及び「雇主」が2.7%（1人）の順になっており、社会資源なしの数値が平均値よりは低いけれども、親族等の割合が低い点が特徴的である。

(j) 保護を申し出た上での措置の実施内容

保護を申し出た上で措置が実施された割合を理由別にみると、宿泊希望者に対する何らかの措置実施率は84.1%、一時保護者に対しては48.6%であった。そして、措置の実施内容につき、まず、委託保護の有無に関し、委託保護「なし」は75.8%（172人）を占め、「あり」は24.2%（55人）にとどまった。しかし、高齢者の場合、委託保護「なし」は94.6%（35人）、更生保護施設への委託保護「あり」は5.4%（2人）であることから、委託保護は困難であることがうかがえる。次に、自庁保護の有無については、「なし」が61.7%（140人）と過半数を占め、「あり」は38.3%（87人）である。高齢者に関しては、自庁保護「なし」が29.7%（11人）、「あり」が70.3%（26人）と数値が逆転しているため、高齢者になるほど、自庁保護が実施される確率が高くなると考えられる。さらに、自庁保護の内容について、まず、衣料給与に関しては、「なし」が96.5%（219人）を占め、

「あり」が3.5%（8人）のため、ほとんど実施されていないと思われる。高齢者に関しては、衣料給与は「なし」が100%のため、同様のことが当てはまる。次に、医療援助に関しては、皆無に等しい。さらに、食費給与に関しては、「なし」が84.6%（192人）と大半を占め、「あり」は15.4%（35人）に過ぎない。高齢者の場合、「なし」が91.9%（34人）、「あり」が8.1%（3人）なので、高齢者の方が保護を受ける割合が減少している。またさらには、旅費給与の場合、「なし」が80.6%（183人）、「あり」が19.4%（44人）となっている。高齢者については、「なし」が97.3%（36人）とさらに割合が上昇し、「あり」は2.7%（1人）に過ぎない。

(k) 更生保護関係団体による援助

更生保護関係団体による援助では、金銭の給与が62.6%（142人）と最も高く、次いで、「なし」が25.1%（57人）、金銭及び物品の給与が8.4%（19人）、物品の給与が4.0%（9人）と続いている。他方、高齢者に関しては、金銭の給与が73.0%（27人）、「なし」が18.9%（7人）、物品の給与が5.4%（2人）、金銭及び物品の給与が2.7%（1人）となっており、援助なしが減少し、金銭の給与の割合が高い傾向にあるといえる。

4 結論

今回の調査結果で注目すべき点は、知的障害のある者とその疑いのある者を合わせると、推計値ではあるが、更生緊急保護では年間456人存在するという点である。これに保護を申し出なかった起訴猶予者、警察段階での微罪処分対象者や裁判段階での執行猶予対象者に含まれている知的障害者とその疑いのある者を含めると、刑事施設収容前段階で、相当数の対象者がいるのではないと思われる。触法・被疑者となった高齢・障害者の再犯防止の側面からは、一刻も早い福祉的支援が望まれる。

現在、触法・被疑者となった高齢・障害者への良質かつ適切な弁護活動が未整備であり、これら対象者に対する弁護活動を行うためには、生活支援を含む保健、医療、福祉的援助の必要性が指摘されてきた。2010年10月、長崎地裁で、精神科に通院・入院歴がある無職男性（34歳）に対して、自立訓練施設での受け入れを前提とした執行猶予付判決が言い渡された。この判決は、我々の研究を先取りした画期的な判断であり、一般の受刑者と同じ矯正教育では再犯防止が困難な精神障害者の現状を重く捉えた判決であると思う。しかし、

残念ながら、執行猶予判決の言い渡しを受けたものの、当人は施設入所を拒否しているようである。判決を言い渡すとき、保護観察付執行猶予とし、施設入所を特別遵守事項とする等の対応が、今後必要ではないかと思われる。

現在、全受刑者のうち知的障害者が2割を占め、その7割が出所後1年未満で再犯に陥っている現状を考えると、刑事政策研究者は、真剣に、罪を犯した高齢者や知的障害者の再犯防止を、刑事司法制度と社会福祉制度との連携によって解決する途を検討する時期に来ているのではあるまいか。この点、大阪弁護士会では知的障害者の弁護活動について実践的な活動が展開され、日弁連でも研究会が行われており、整備が進みつつある。

今後の課題として、現行の障害者基本法には、民事あるいは刑事手続に関する規定がないので、知的障害者を含めて障害のある者にも平等な司法手続の利用が保障されるように、「障害者の権利に関する条約」に沿った基本法改正の検討が必要なのではあるまいか。

2. カナダの刑事司法制度に対する現地調査及び取材訪問

1 カナダに対する現地調査及び取材訪問の目的及び意義

平成24年2月13日から14日にかけて、研究分担者藤本哲也及び研究協力者鮎田実、野村貴光、田崎倭文香、藤田尚の計5名で、カナダの連邦警察、検察庁、コミュニティ裁判所、拘置所の現地調査及び取材訪問を行った。カナダの刑事司法制度と社会福祉制度との連携の調査は、比較法学的及び犯罪学的意義が認められよう。なぜなら、カナダは、それらの連携において、世界をリードする国

家の1つと評価できるからである。また、カナダの刑事司法制度の全段階を横断的に調査することにおいても、意義が認められるであろう。目的は、“respect”と“compassion”の刑事政策の追求である。

2 コミュニティ裁判所及び検察庁に対する現地調査及び取材訪問

まず、コミュニティ裁判所で、裁判所コーディネーター Allan Shoom 及び Thomas Gove 判事に対する取材訪問を行った。本裁判所の主たる対象者は、軽罪を犯した犯罪者である。本取材訪問においては、薬物中毒者や精神障害犯罪者を傍聴席から観察した。取材訪問によれば、裁判所と社会福祉制度との連携も、積極的に行われていた様子であった。次に、Andrew Cochrane 検事及び Kelly Connell 弁護士に対する取材訪問を行った。そして、軽罪については、ダイバージョンを積極的に行っているとの回答などを得た。

3 North Fraser 拘置所に対する現地調査及び取材訪問

本施設は、主に、軽罪、性犯罪、暴行罪などを行った犯罪者を収容する。現地調査によれば、薬物中毒者に対しメタドン療法を行っていた。また、取材訪問によれば、IQ測定は行わないとの回答などを得た。

4 連邦警察に対する取材訪問

連邦警察に関しては、RCMP の Lorin Lopetinsky 及び Mike Aubry に対して取材訪問を行った。精神障害犯罪者に対しては、刑罰よりも福祉が必要であること、精神障害犯罪者の処遇においては、“respect”と“compassion”が最も重要であるとの回答などを得た。

III | 考 察

3年間の研究において、欧米を中心に日本を含めたアジアとの比較を行ってきたが、日本全体として言えることは、知的障害者を尊重する、すなわち、知的障害者に対する人権の尊重という観点が欧米と比較すると欠けているため、アメリカ、イギリス、カナダ及びニュージーランドのような

制度が日本では展開されてこなかったのではないかと考えられる。詳細は、「II 研究の結果」にあるように、各施設及び各調査結果において、詳細な考察を行っているため、各箇所をご覧いただきたいと思う。

IV | 結 論

国内の調査及び海外文献調査を通して、当初の目的通り、触法被疑者となった高齢・障害者へは、人権保障をしっかりと行いつつ、早期に刑事司法制度からダイバートし、刑事施設へ収容するより、社会福祉施設もしくは社会福祉による支援を行う方が、本人のためでもあり、国家のためでもあると思われる。今回の研究では、知的障害者に力点をおいたため、高齢者に関する研究が進まなかったことを考慮し、今後は、知的障害者に対する施策を実施した後、高齢者にもその施策を応用すべきではないかと思われる。また、成人の障害者や高齢者に限らず、少年院や少年刑務所にも知的に

障害のある少年が存在することから、少年にも適用できる政策提言が必要になるのではないかと思われる。

最後に、3年間の研究成果として、研究協力者と共に諸外国の研究を基に政策提言を行っているので、重複する箇所もあるかと思うが、その内容を下記に添付し、本研究グループのまとめとしたい。

以上、今後は、現在動き始めた最高検の試行に注目しつつ、国内及び海外調査をベースとして、日本の制度に適した政策提言を行い、その実現に向けて少しでも貢献できたらと思う次第である。

[海外文献調査を踏まえた提言]

- ・触法精神障害者のダイバージョン・プログラムを導入するにあたって、危機介入チームモデル（Crisis Intervention Team Model: CIT）を採用すること。
- ・CIT モデルを採用するにあたっての、警察官に対する精神保健的・社会福祉的訓練を行うこと。
- ・コンピュータ技術派遣システム等の情報技術を駆使し、警察官と接触した触法精神障害者の追跡を行うこと。
- ・警察機関と精神保健機関との間の連携を強化するために、それらの機関間で会合を開き、各機関が果たすべき役割をプロトコルで明確化すること。
- ・CIT モデルについての効果を検証する実証研究を行い、地域社会や警察機関に対してプログラムの啓蒙を行うこと。
- ・都道府県警察において、刑事司法機関から社会福祉機関へと触法精神障害者を橋渡しする、精神保健連絡官という職員を配置すること。
- ・これらの政策を実行あらしめるために、都道府県における警察官に対して、触法精神障害者に関する知識および理解を深めるための訓練プログラムを策定し、実施すること。
- ・政策の実施のための予算枠組みの必要性。
- ・触法精神障害者に対する国民の理解を深める啓発活動を政府主導で行うこと。
- ・触法精神障害者のダイバージョン・プログラムを導入するにあたって、危機介入モデル（Crisis Intervention Team Model: CIT）、あるいは精神保健連絡官モデル（Mental Health Liaison Officer Model）を採用すること。
- ・CIT モデルあるいは精神保健連絡官モデルを採用するにあたっての、警察官に対する精神保健的・社会福祉的訓練を行うこと。
- ・警察官が触法精神障害者であることの識別をより容易にするためのリスクアセスメント・フォームやチェックリストの作成を行うこと。
- ・CIT モデルや精神保健連絡官モデルを実施するにあたってのガイドラインの作成を行うこと。
- ・警察機関と精神保健・社会福祉機関間のプロトコルの作成を行うこと。
- ・触法精神障害者のダイバージョンを実施するにあたっては、裁判段階で実施することが最適であり、ニュージーランド2003年知的障害法が参考になる。
- ・ニュージーランド2003年知的障害法に類似した法律を採用するには、裁判段階で知的障害を判定できる枠組み、施設の拡充及び予算の確保が必要である。

- ・矯正段階で知的障害者を発見した場合、刑期の範囲内で知的障害のある受刑者を刑務所から医療機関もしくは社会適応訓練に最適な施設へ移送することを検討すること。
- ・省庁間の連携を図るため、指揮系統の整備及びそれぞれの組織の見直しを行うこと。
- ・触法精神障害者に対して適切な処遇方法を採用するために、法律間に柔軟性をもたせる工夫をすること。
- ・触法精神障害者のダイバージョン・プログラムとして、メンタルヘルスコート（Mental Health Court）を採用すること。
- ・メンタルヘルスコートを導入する前提として、精神障害者等に関する認識・理解を広めるため、司法修習で関連科目の受講を義務づけること。
- ・予防的外来治療の採用を検討すること。